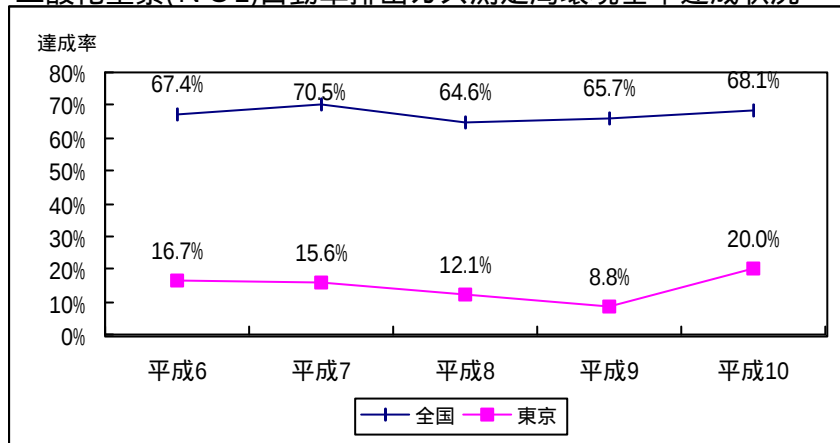


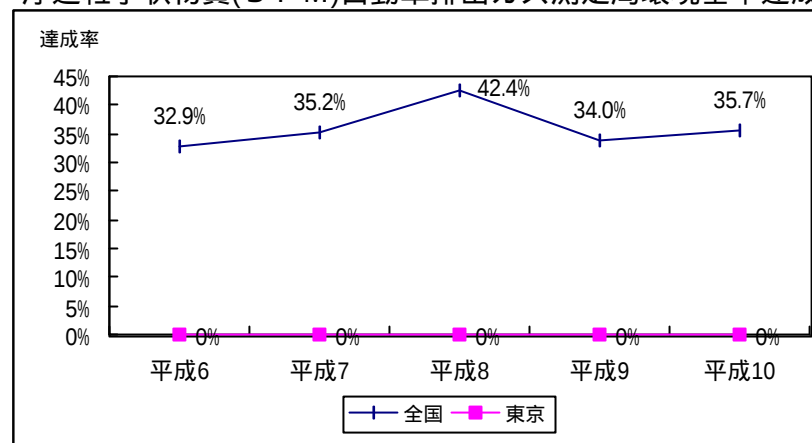
全国と比較した環境基準の達成状況

二酸化窒素(N O2)自動車排出ガス測定局環境基準達成状況



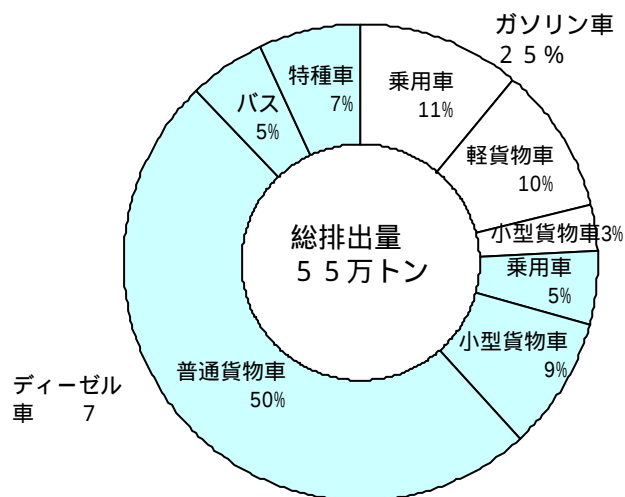
注 「東京都環境白書2000」、「平成12年度版環境白書」による。

浮遊粒子状物質(S P M)自動車排出ガス測定局環境基準達成状況

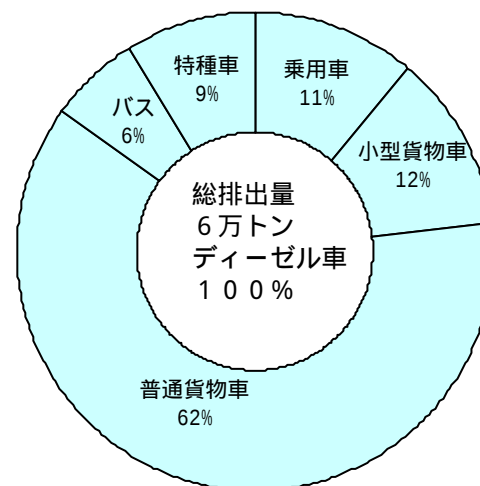


車種別・燃料別に見た大気汚染物質の排出割合（平成6年度・全国）

（窒素酸化物）

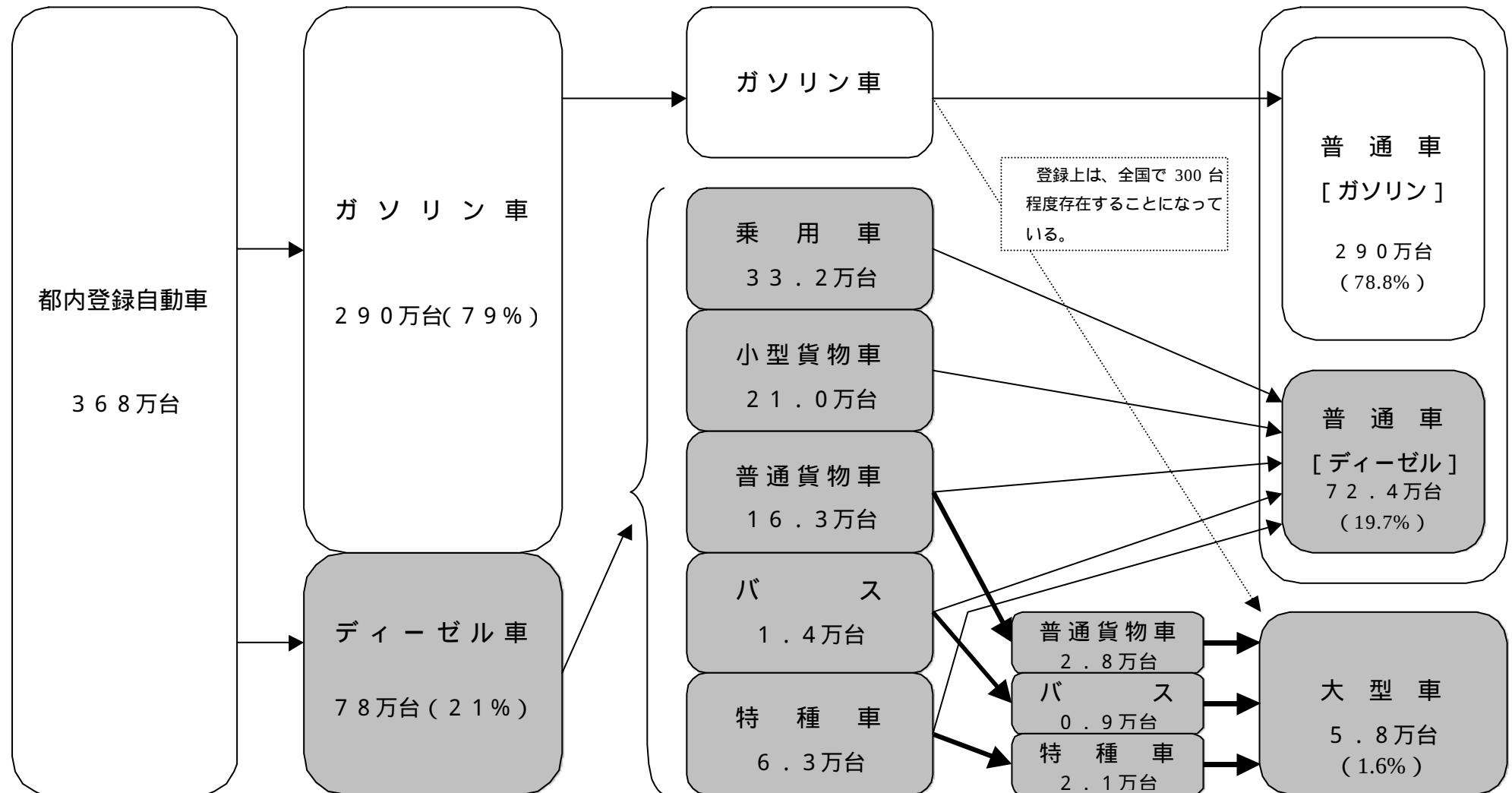


（粒子状物質）



注 環境庁調査による。

都内登録ベースのディーゼル車の内訳



注 「自動車保有車両数」((財)自動車検査登録協力会) による。

首都高速道路通行量の推移

(単位：千台)

年度	普通車	比率(%)	大型車	比率(%)	合計
昭和 37	1,114	97.3	31	2.7	1,145
40	27,654	96.6	972	3.4	28,626
45	129,455	96.5	4,731	3.5	134,186
50	182,462	95.2	9,190	4.8	191,652
55	245,837	92.0	21,315	8.0	267,152
60	282,499	92.6	22,567	7.4	305,066
平成 2	368,892	91.2	35,576	8.8	404,468
7	382,893	90.8	38,847	9.2	421,740
8	386,143	90.9	38,778	9.1	424,921
9	380,940	91.0	37,792	9.0	418,732
10	386,404	91.6	35,355	8.4	421,759
11	388,510	91.6	35,674	8.4	424,184
	(287,597)	(91.8)	(25,546)	(8.2)	(313,143)

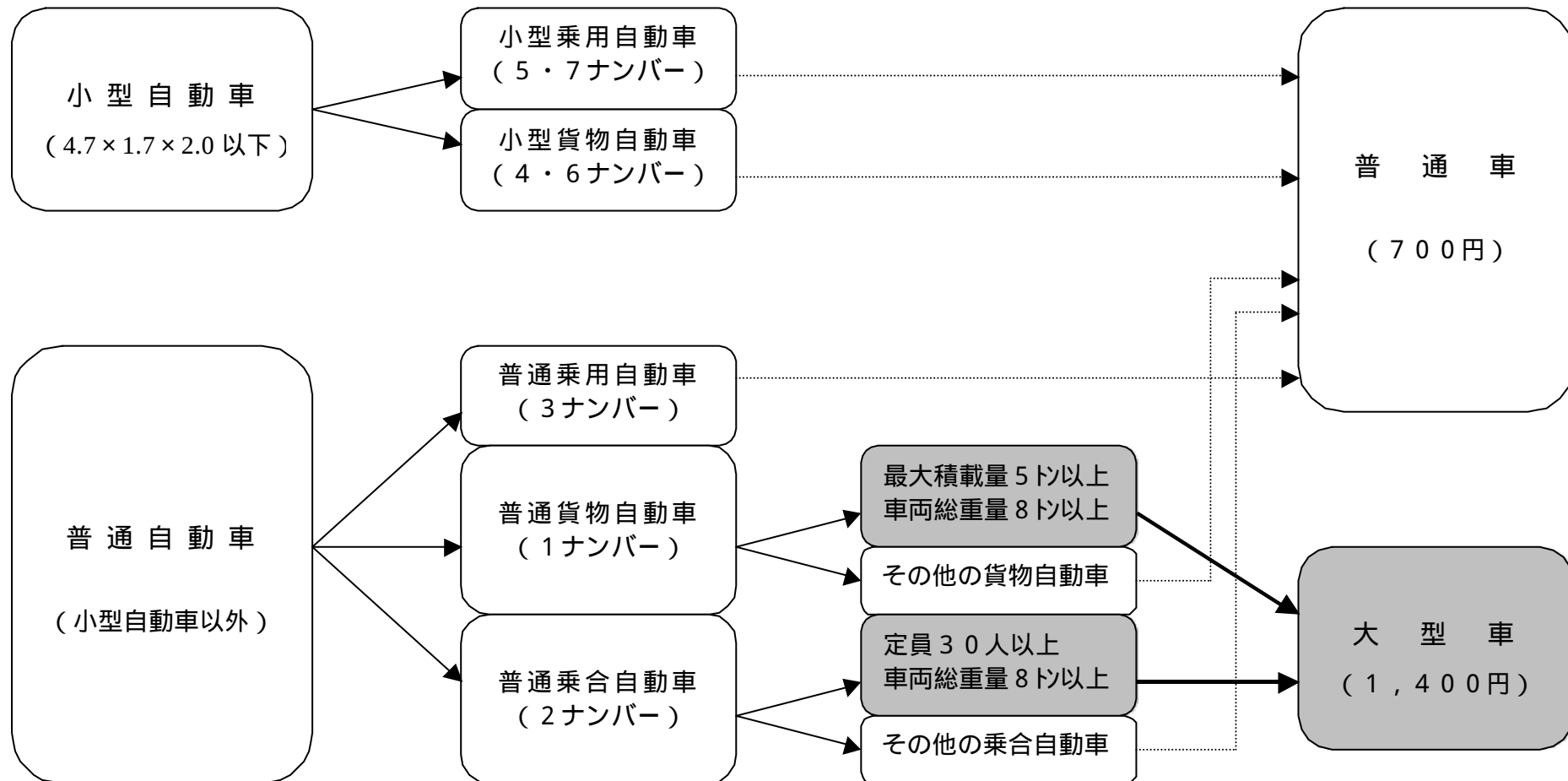
注1 通行量は、東京線・神奈川線・埼玉線の合計である。

2 ()は東京線のための通行量である。

首都高速道路料金区分上の大型車

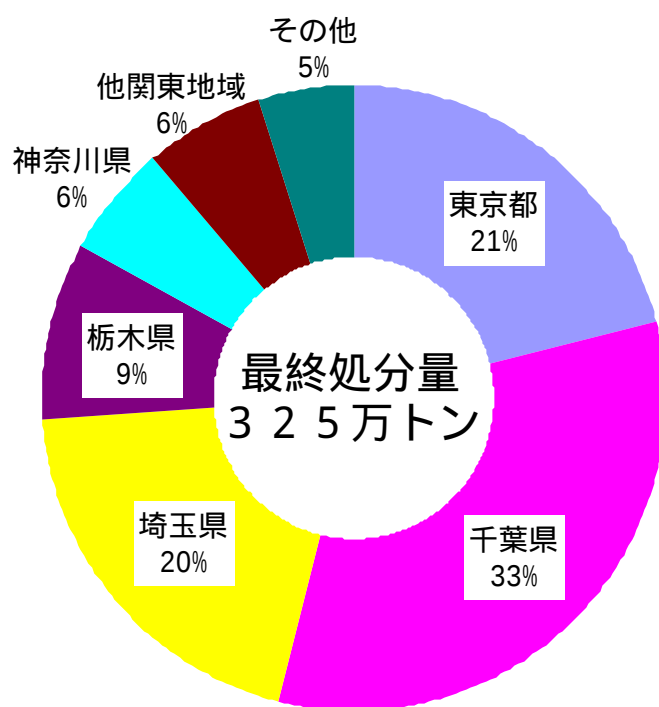
【道路運送車両法上の分類】

【首都高速道路料金の区分】

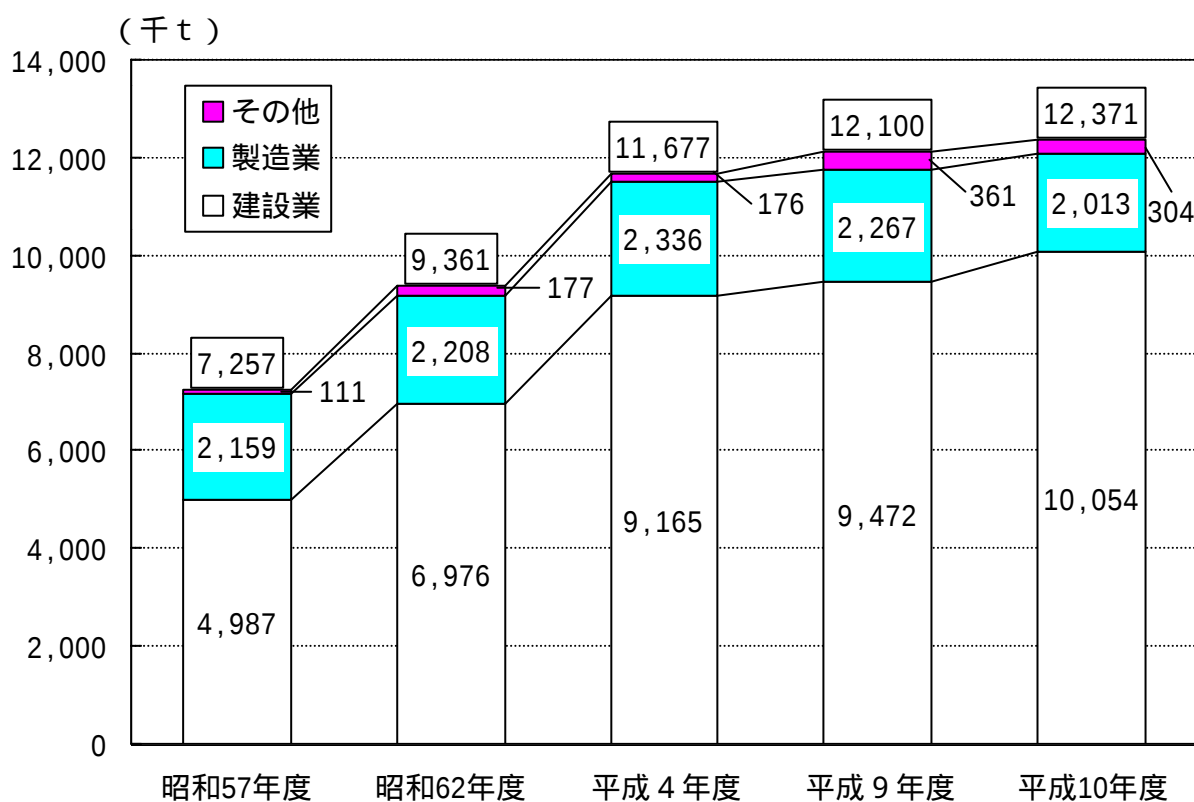


注 「軽自動車」、「特殊用途自動車」、「大型特殊自動車」を除く。

都内の産業廃棄物の最終処分地（平成9年度）

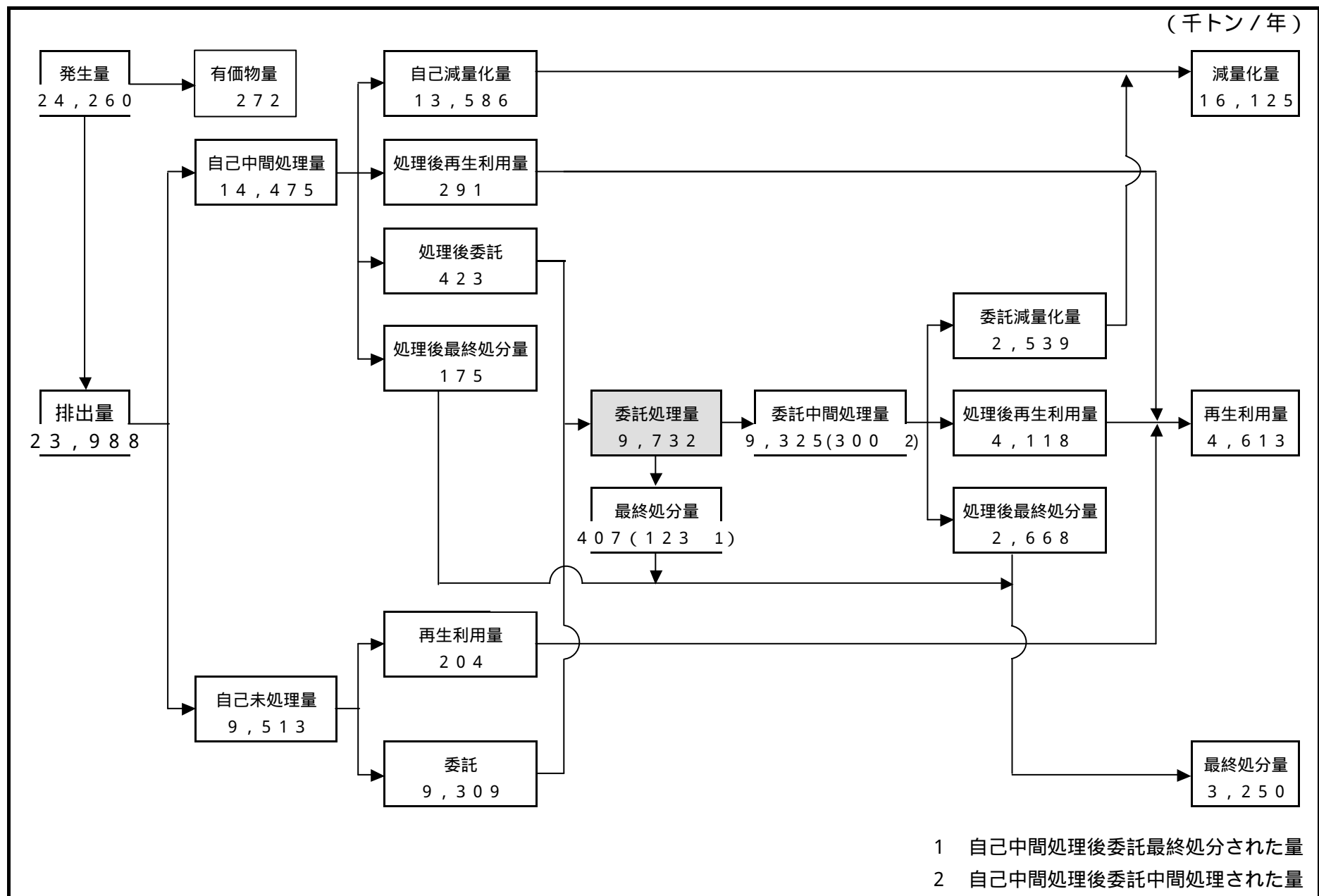


都における産業廃棄物の業種別排出量の推移 （上下水道を除く）



注 「東京都環境白書2000」、「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書」による。

自己処理・委託処理に着目した産業廃棄物の流れ（平成9年度）



注 「東京都産業廃棄物実態調査報告書」（東京都清掃局）による。

都市別に見た国際会議の開催件数の推移

(単位：件)

都市 \ 年	1995年 平成 7 年	1996年 平成 8 年	1997年 平成 9 年	1998年 平成10年	1999年 平成11年
パリ	(1) 332	(1) 280	(1) 249	(1) 247	(1) 247
ブリュッセル	(4) 174	(4) 178	(3) 182	(3) 185	(2) 187
ウィーン	(2) 200	(2) 186	(4) 178	(4) 183	(3) 165
ロンドン	(3) 192	(3) 179	(2) 205	(2) 200	(4) 160
シンガポール	(6) 140	(7) 136	(6) 138	(6) 131	(5) 140
ベルリン	(11) 93	(13) 85	(11) 97	(8) 105	(6) 136
アムステルダム	(8) 110	(10) 115	(7) 112	(5) 137	(7) 125
コペンハーゲン	(12) 88	(6) 146	(8) 106	(9) 104	(8) 113
シドニー	(28) 51	(23) 65	(16) 82	(16) 81	(9) 106
ワシントン	(9) 108	(9) 116	(9) 100	(11) 102	(10) 103
香港	(10) 102	(10) 115	(9) 100	(20) 76	(14) 84
ソウル	(18) 70	(22) 67	(22) 70	(37) 43	(24) 65
東京	(28) 51	(24) 64	(25) 64	(26) 59	(27) 63

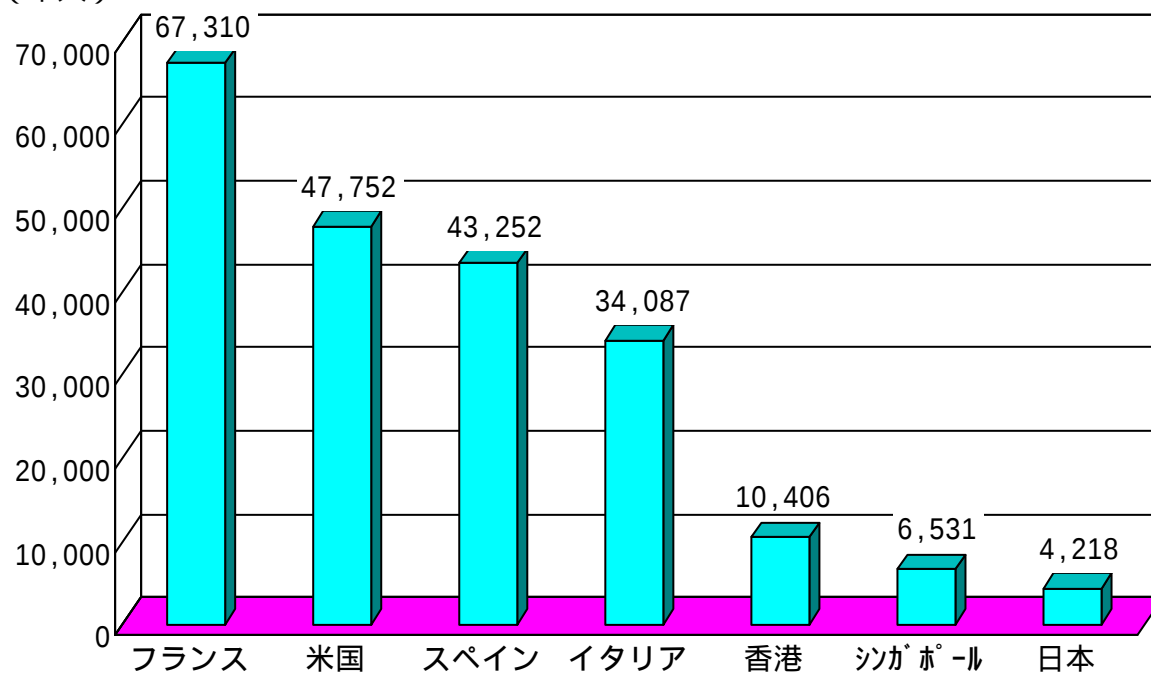
注 1 「国際団体連合（U A I）統計」による。

2 カッコ内の数字は順位を示す。

3 網掛けはアジアの各都市である。

国際観光客到着数（平成 9 年）

(千人)



注 「数字で見る観光2000」（日本観光協会）による。

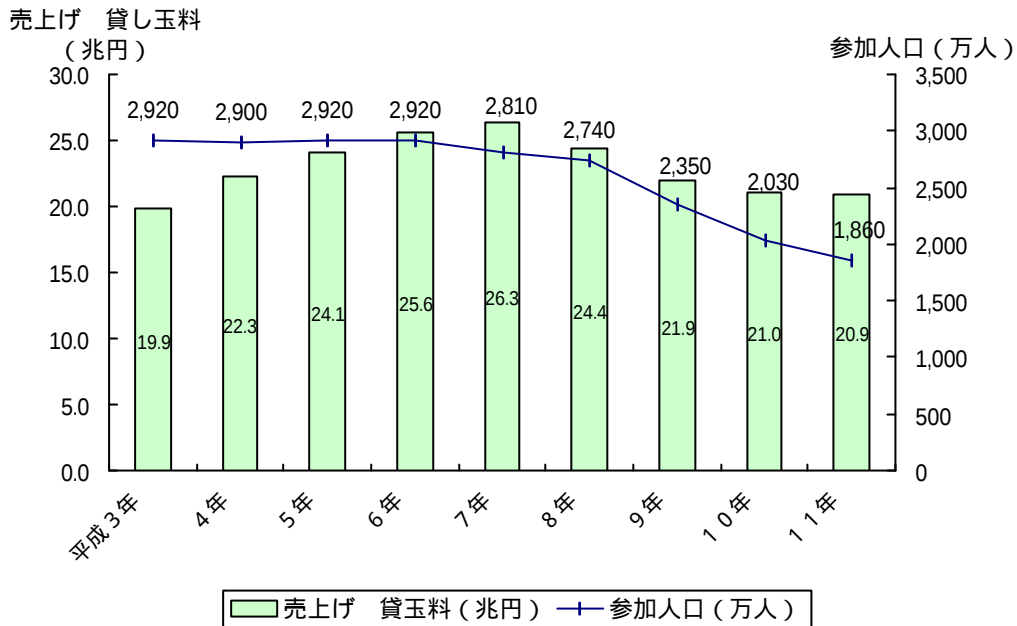
諸 外 国 各 地 方 に お け る 滞 在 税 等

(平成8年1月現在)

国 名 名 称	アメリカ ホテル占有税	フランス 滞 在 税	スイス 滞 在 税	オーストリア 滞 在 税	ベルギー 滞 在 税
目 的	行政需要の急増に際して固定資産税の納税義務者以外の者から財源調達を行う。	観光活動への支出について応分の負担を求め、観光政策を推進する。(パリ市の場合)	観光客のために町を美化・整備し、快適な滞在に資する。	観光客のための施設又は設備を利用する機会の提供や、観光客のためのイベントに参加する機会を提供していることについて、相応の負担を求める。	快適な環境の下で宿泊等を行うことができることについて、相応の負担を求める。
納 税 義務者	市内においてホテルに宿泊した者	市町村の区域内で宿泊した者	市町村の区域内で宿泊した者	観光法に定める観光協会管轄区域内に宿泊した者	市町村の区域内で宿泊した者
課税標準	宿泊料	宿泊等利用行為の料金	宿泊等利用行為の料金その他	宿泊等利用行為の料金	宿泊等利用行為の料金
税 率	定額(宿泊料金に応じて定める。) ・10～19ドル：0.5ドル ・20～29ドル：1.0ドル ・30～39ドル：1.5ドル ・40ドル以上：2.0ドル (ニューヨーク市の例)	定額(宿泊料金等に応じて、市町村で定める。) ・4つ星又は5つ星ホテル：7フラン ・3つ星ホテル：6フラン ・2つ星ホテル：5フラン ・1つ星ホテル：3フラン ・星なしホテル又はアウト・ドア施設：1フラン (パリ市の例)	定額(利用行為に応じて、市町村で定める。) ・ホテル：2.3スイスフラン ・キャンプ場：1.3スイスフラン (グラウビュンデン県サン・モリッツの例)	定額(観光協会の申請により、州が定める。6～20シリング) ・ホテル：8シリング (チロル州インスブルックの例)	定額(利用行為、従業員数、ベッド数等に応じて、市町村で定める。) ・ホテル：5.8ベルギーフラン (ブリュッセル市の例)
特別徴収 義務者	ホテルの事業主	宿泊する場所を提供した者等	宿泊する場所を提供した者等	宿泊する場所を提供した者等	宿泊する場所を提供した者等
備 考	1ドル＝111.9円	1フラン＝17.8円	1スイスフラン＝68.2円	1シリング＝8.3円	1ベルギーフラン＝2.7円

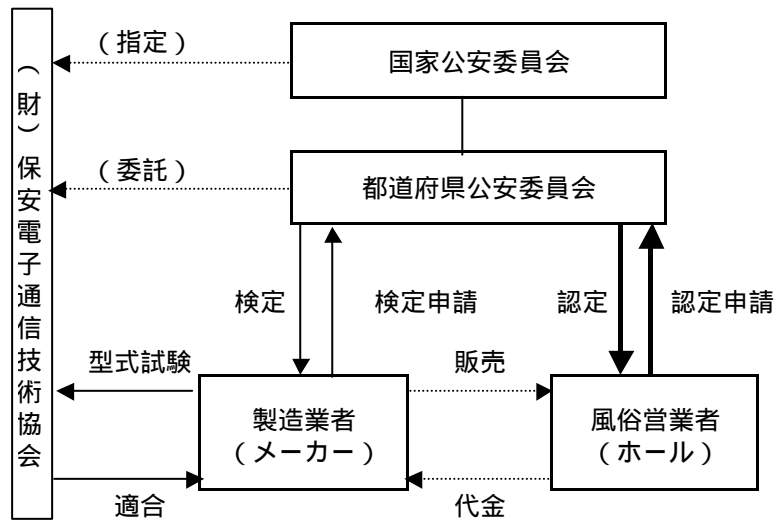
注 「月刊地方税 平成8年4月号」(地方財務協会)、「ニューヨーク市税ガイド(1989-1990)」(ニューヨーク市財務部)、「パリにおける滞在税」(パリ市)による。

パチンコ人口等の推移



注 「レジャー白書2000」((財)余暇開発センター)による。

遊技機の認定及び検定の流れ



風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律
第20条第2項

遊技機のリサイクル状況等(平成10年度)

	遊技機生産台数	遊技機設置台数 (平成10年末)	うち中古台 (中古台率)	廃棄台排出量				
				廃棄台数	うちリサイクル量 (リサイクル率)	廃棄重量	うちリサイクル量 (リサイクル率)	最終処分量 (最終処分率)
パチンコ	万台 235.0	万台 368.6	万台 60.0 (16.3%)	万台 260.0	万台 35.0 (13.5%)	千トン 40.0	千トン 5.00 (12.5%)	千トン 35.00 (87.5%)
うち都分	18.6	29.1	4.7 (16.3%)	20.5	2.8 (13.5%)	3.2	0.40 (12.5%)	2.77 (87.5%)
パチスロ	83.6	100.5	17.0 (16.9%)	38.0	6.9 (18.2%)	11.0	1.18 (10.7%)	9.82 (89.3%)
うち都分	8.0	9.6	1.6 (16.9%)	3.6	0.7 (18.2%)	1.1	0.11 (10.7%)	0.94 (89.3%)
合 計	318.6	469.1	77.0 (16.4%)	298.0	41.9 (14.1%)	51.0	6.18 (12.1%)	44.82 (87.9%)
うち都分	26.6	38.8	6.4 (16.4%)	24.2	3.4 (14.2%)	4.2	0.51 (12.1%)	3.71 (87.9%)

注1 「日本遊技機工業組合」、「日本電動式工業協同組合」の調査による。

2 都分は平成11年12月末現在の全国のパチンコ・パチスロ台数に占める都の割合をもとに推計した。
(パチンコ7.9%・パチスロ9.6%)

3 全国の産業廃棄物最終処分量(全国 6,700万トン、東京都325万トン)

東京都の昼間人口及び夜間人口の推移

(単位：人)

区 分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年 (予 測)
東京 都	昼間人口	13,493,885	13,997,649	14,483,495	14,571,809	14,729,610
	夜間人口	11,597,211	11,829,363	11,855,563	11,734,920	11,935,806
	差 引	1,896,674	2,168,286	2,627,932	2,836,889	2,793,804
区 部	昼間人口	10,613,454	10,958,178	11,287,948	11,191,345	11,220,032
	夜間人口	8,336,303	8,346,709	8,099,153	7,935,211	8,028,574
	差 引	2,277,151	2,611,469	3,188,795	3,256,134	3,191,458
多 摩	昼間人口	2,846,439	3,005,672	3,163,047	3,348,098	3,477,517
	夜間人口	3,227,234	3,439,190	3,630,552	3,767,632	3,875,452
	差 引	380,795	433,518	467,505	419,534	397,935

通勤・通学別の都内流入人口の推移

(単位：人)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年 (予 測)
通 勤 者	1,929,329	2,225,785	2,724,334	2,874,699	2,905,969
通 学 者	342,385	377,055	483,939	478,630	406,100
合 計	2,271,714	2,602,840	3,208,273	3,353,329	3,312,069

都内就業者数の推移（従業地区別）

(単位：人)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年 (予 測)
区 部	6,234,085	6,680,985	7,248,689	7,267,930	7,311,951
市 町 村	1,083,282	1,222,097	1,378,918	1,501,157	1,576,353
合 計	7,317,367	7,903,082	8,627,607	8,769,087	8,888,304

注 以上、「国勢調査による東京都の昼間人口」及び「東京都昼間人口の予測」
(東京都総務局統計部)による。

雇用形態別の都内雇用者数（平成 9 年）

（単位：千人、％）

区 分	雇用者 総 数	役 員	正 規 従業員	パート	アルバ イト	嘱 託	派 遣	その他
人 数	5,725	588	3,751	605	493	111	58	119
構成比	100.0	10.3	65.5	10.6	8.6	1.9	1.0	2.1

注 「就業構造基本調査」（東京都総務局統計部）による。

常住地別通勤者数の推移

（単位：人）

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年 （ 予 測 ）
流 入 者 の 常 住 地	総 数	2,225,785	2,724,334	2,874,699	2,905,969
	茨 城 県	54,009	64,898	72,110	75,226
	栃 木 県	10,418	12,344	15,078	－
	群 馬 県	5,683	6,759	8,865	－
	埼 玉 県	739,853	930,010	1,000,008	1,014,503
	千 葉 県	624,407	756,929	785,292	791,029
	神 奈 川 県	739,525	911,442	950,737	957,477
	そ の 他	51,890	41,952	42,609	－

注 「国勢調査による東京都の昼間人口」及び「東京都昼間人口の予測」
（東京都総務局統計部）による。